

行政書士に
ご相談ください!!

地震などで
倒壊しないか
心配...

住まいが将来
空家になる。

相続する場合は
どうなる??

近所に迷惑が
かかっている。

その空家、 解体する前に まず相談を!!



空家をお持ちの方のさまざまなお悩みに『行政書士』がお応えします

空家対策
として

『行政書士』が
できること

- 空家の所有者を特定するための相続関係図作成
- 空家所有者の財産全体(不動産に限らず)の遺産分割協議書作成、またはその作成のための調査業務



日本行政書士会連合会
公式キャラクター ユキマサくん

特に、**市街化調整区域**と聞いたらまずは行政書士にご相談ください



市街化調整区域にある場合どうなるの?

空家の敷地の登記地目が田、畑のままである場合や、都市計画法の許可の状況が分からない場合など、現存する建物がなくなると、二度と建築ができなくなるというケースが存在します。

市街化調整区域の空家の解体をする前には、一度行政書士にご相談ください。



市街化調整区域にある場合『行政書士』ができること

- 空家を解体して本人または相続人が行う再建築、または空家を第三者に売却後、第三者が行う再建築の許可申請(都市計画法第43条建築許可)および、その前提となる調査(建物が建てられるか?の調査)、相談業務
- 空家の用途を変更する許可申請(用途変更の建築許可)および、その前提となる調査(建物用途を変更できるか?の調査)、相談業務
例:古民家→カフェ、美容院等
- 空家の敷地の登記地目が『田』『畑』である場合の現況証明願、農地法第4条許可、第5条許可申請およびその調査、相談業務
- 空家とともに存在する田・畑の処分(売買、賃貸)に関する許可申請および調査、相談業務

無料

秘密
厳守

市街化調整区域の空家の解体をする前には、一度行政書士にご相談ください。

TEL **052-931-4068**

平日10時~17時
(祝日・年末年始を除く)



愛知県行政書士会

名古屋市東区葵1-15-30 愛知県行政書士会館